

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を 改正する規則	福利・給与課	1頁

告 示

三重県教育委員会告示30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年12月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県熊野市井戸町654番地1
名 称 有限会社熊野市観光公社
代表者 代表取締役 山本 方秀
- 2 指定した年月日
令和4年12月21日
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

お 知 ら せ

令和4年12月22日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 第九号 三重県教育委員会規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の 1 部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の二百十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の百以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の九十以内</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十五以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百以内</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

- 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則(令和四年^{三重県人事委員会規則}第五号^{三重県教育委員会規則})

の一部を次のように改正する。

第六条のうち、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条第一号の改正規定中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、同条第二号の改正規定中「百分の九十」を「百分の百」に改める。